

平成31年度における農業者年金加入推進の取組方針

(平成31年4月1日付 31独農年企第1号)

I 加入推進の目標設定と加入推進状況

1 第4期中期目標・中期計画の目標

平成30年度からの第4期中期目標については、農林水産大臣より、農業者年金が政策年金であることを踏まえて、若い農業者の加入の拡大に向け、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する同年齢層の農業者年金被保険者の割合を中期目標期間中に25%に拡大すること、女性農業者の被保険者割合を29年度末の8.8%（推定値）から中期目標期間中に17%に拡大する目標を指示され、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、中期計画に、当該目標の達成を目指して新規加入に取り組む旨定めた。

2 新規加入者数の目標設定

第4期中期目標・中期計画の目標及び農業者の老後生活の安定を図るという制度の目的を踏まえ、基金は、業務受託機関と協議の上、中期目標期間のうち30年度から32年度までの3カ年は、20歳から39歳の新規加入者数2,800人及び女性農業者の新規加入者数1,300人を含め、新規加入3,800人を年間目標として設定し、農業委員会組織、JAグループとともに共通の運動目標として「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」に取り組むこととした。

3 加入推進状況と主要課題

(1) 基幹的農業従事者に対する被保険者割合

20歳から39歳の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者の割合は、第3期中期目標期間の最終年度の29年度末で20.1%、また、女性については、60歳未満の女性の基幹的農業従事者数に対する同年齢層農業者年金の被保険者に占める割合は、9.3%となお低い水準に留まっている。

(2) 政策支援加入状況

30年度の保険料の国庫補助を受ける新規加入者（以下、政策支援加入者という。）のうち、認定農業者で青色申告者等と家族経営協定を締結している配偶者・後継者（区分3）が約3分の2と見込まれる。一方、全国の家族経営協定締結数は、平成30年に57.6千と相当数存在するものの、これを活用した配偶者・後継者の政策支援加入がほとんどない県、あるいは十分ではない県がみられる。

(3) 農業者への制度浸透状況

基金が実施した新規加入者対象のアンケート調査結果(※)によると、加入前に農業者年金制度を「全く知らなかった」、「ほとんど知らなかった」は合わせて5割以上となっており、世代別では若い人ほどその割合が多く、農業者年金(制度)の説明が十分に行われていないことが明らかとなっており、農業者への継続的かつ一層の制度普及が必要な状況にある。

また、農業者年金に興味・関心を持ったきっかけは、「家族から話を聞いて」が最も多く、親や配偶者の農業者年金への理解が重要である。次いで、「農業委員会・JA、町の広報誌」という結果であり、広報媒体による情報提供が一定の効果を上げている。

※26年度～30年度実施の新規加入者対象のアンケート調査結果

(4) 加入推進する側の制度への理解

各県のヒヤリング等において、「自分たちの制度理解が不十分で推進に十分な説明ができない」等の意見がある。このため、加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA関係者、農業委員のOB、JA役員等、JA役員等のOB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB、その他行政機関のOBなどの加入推進を担当する関係者が制度を学習し(研修会等は別途記述)、加入対象者にそのメリット等を十分説明できることが大きな課題となっている。

(5) 新規加入実績の都道府県格差、市町村・農協格差

市町村又はJA間で新規加入実績には大きな差がある状態が続いている。基金の分析(※)では、新規加入実績の多いところは、加入推進部長の積極的な指導活動の下、加入推進に活用する名簿を整備・更新し、加入対策会議等で進め方を関係者で共有、確認し、戸別訪問や説明会等を積極的に行っている。

一方、新規加入の実績が少ないところでは、対策会議や研修会、加入推進名簿の整備と広報といった加入推進実施前の基本的な活動ができていないことが多い。

また、都道府県段階の一部の業務受託機関では、市町村段階の業務受託機関の取組の点検・助言、巡回指導とその後の具体的なフォローアップ等を丁寧に行い、市町村格差是正や県全体の実績の向上につなげている。また、農業委員会とJAの連携がよくとれているところは、加入実績も多いという傾向がある。

※25年度～29年度の業務指導等事業の実績報告書及び業務委託手数料実績報告書等を基に分析した結果

II 加入推進の基本方針、重点的对象

1 加入推進の基本方針

(1) 目標

Iの「加入推進の目標設定と加入推進状況」を踏まえ、今後、「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」に取り組み、その中で、20歳から39歳の年間新規加入の目標2,800人及び女性農業者の年間新規加入の目標1,300人を達成することとする。

そのため、加入推進に取り組む関係者の農業者年金制度の意義・農業者への必要性についての理解の深化を図る。

また、加入資格がありながら、あるいは、政策支援を受けられる可能性がありながら、制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者の解消に向けて、基金等関係機関・団体が一丸となり、加入推進に取り組む。

(2) 加入推進上の主要課題への基本的対応

Iの3の「加入推進状況と主要課題」への基本的対応として、法律に定められた公的年金制度である農業者年金の6つのメリット（事務経費の加入者負担がない点も含む。）を十分に踏まえつつ、関係機関・団体と基金の連携の下、次のことに取り組む。

- ① 研修会の充実等による加入推進関係者の制度理解・学習
- ② 加入推進部長の設置と活動展開、加入推進体制の整備
- ③ 加入推進名簿の整備・更新、対策会議等加入推進計画の策定とその着実な実施
- ④ 戸別訪問を中心とした加入対象者への働きかけの実施
- ⑤ 様々な媒体を活用した効果的な広報
- ⑥ 農業委員会とJAの連携の強化、JAの営農活動、TAC・LA等との連携
- ⑦ 加入推進への協力組織・協力者の拡大、農業者年金加入者・受給者組織（以下、「年金協議会」という。）・青年組織・女性組織などとの連携
- ⑧ 市町村の関係部局、普及指導センターや農業大学校等の都道府県段階の農業関係機関、農政局等の国の農業関係機関、税理士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、マスコミ（県の記者クラブ）などとの連携

2 加入推進の重点的对象

1の「加入推進の基本方針」を踏まえ、市町村段階の業務受託機関、都道府県段階の業務受託機関、基金等関係機関・団体は、加入推進の重点的对象として、以下の対象への働きかけを強化する。

(1) 若い農業者へ加入を勧める幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

簿記講習会や行政実施の新規就農講座などを活用したPRやJA青年部、4Hクラブ、指導普及員、農業大学校等の若い農業者が集まる機会に広く働きかけを行う。

また、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の給付を受ける新規就農者等の若い農業者に対し制度内容を説明するとともに、経営状況に応じて働きかけを行う。

(2) 女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

女性農業者が集う会（JA女性部、フレッシュミズ、生活改善の会合など）等を活用し、女性農業者へ幅広く働きかける。

また、女性農業者の加入については、配偶者の理解を得ることが重要であることに加え、女性農業委員からの働きかけの効果が大きく、このため女性農業委員を加入推進の担い手として位置づけ、協力を求めることが極めて重要である。

(3) 保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ

ア 認定農業者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

認定農業者の会合、簿記講習会等を活用し、保険料補助・経営継承の仕組みを説明する等により、認定農業者・青色申告者へ政策支援加入を働きかける。

また、政策支援要件を満たしていなくても、認定農業者・青色申告者等の支援対象となる可能性のある農業者の場合には、認定農業者制度の担当行政部署とも連携して、制度説明等を行い、政策支援要件を満たすよう働きかける。

イ 家族経営協定締結を活用した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

家族経営協定の担当行政部署と協力関係を作りつつ、市町村段階の研修会や加入推進特別研修会における家族経営協定についての講師の依頼、家族経営協定の締結時を活用した保険料補助・経営継承の仕組みの説明等により、配偶者・後継者へ家族経営協定を活用した政策支援加入を働きかける。

ウ 「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者、その配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者を把握し、保険料補助、家族経営協定の活用による政策支援加入の仕組みを説明する等により、当該位置付けられた者、その配偶者・後継者へ政策支援加入を働きかける。

(4) 税制メリットを活用できる中高年齢層への働きかけ

広く農業者が集まる機会や接触を行う組織、青色申告学習会や簿記講習会等を活用して、保険料の全額社会保険料控除（家族分を含む）等の税制メリットを説明する等により、中高年齢層にも働きかける。

Ⅲ 各段階における取り組み

1 市町村段階の業務受託機関の取り組み

(1) 加入推進を行う者の学習

加入推進を担当する加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA関係者、農業委員のOB、JA役員等、JA役員等のOB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB、その他行政機関のOBは担当になったら、直ちに制度を学習し、また加入推進特別研修会等の場を通じて理解度の向上に取り組む。

(2) 加入推進部長の設置と活動

① 推進に意欲を持つ加入推進部長の推薦

農業委員（既加入者を優先）、農業委員のOB、農地利用最適化推進委員、JA役員等、JA

役員等のOB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB、その他行政機関のOB等の中から農業者年金の制度を理解し、また普及に意欲を持つと判断される適切な者を行政部局などの有する情報も参考にしながら選定し、加入推進部長の役割を説明した上で、加入推進部長として推薦する。また、単に農業委員会・JAの役員であることのみをもって加入推進部長に推薦することのないようにする。

手続としては、都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式1号）を年度当初に作成・提出する。また、活動終了時には活動実績報告書兼活動記録簿（様式2号）を作成する。

② 加入推進部長による加入推進の取り組み並びに助言・指導等

加入推進班、また、市町村全体のリーダーとして推薦された加入推進部長は、活動計画の策定（加入推進対象者の把握と絞り込み、具体的な推進計画等）と対策会議において中心的な役割を果たし、①加入推進班のメンバーである地域の農業委員、農地利用最適化推進委員等との情報交換と、働きかけ、サポート、②認定農業者や新規就農者、女性農業者等の参加する各種会合での制度説明や個別の働きかけ、③戸別訪問への同行、等について、積極的な役割を果たす。

（3）「加入推進活動計画」（様式例3）の策定

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、それぞれが下記の内容を盛り込んだ加入推進活動計画（以下「活動計画」という。）を策定し、活動計画を確実に実施する。

- ① 本年度新たに設定した加入目標人数計、そのうち20歳～39歳及び女性の目標人数
- ② 加入の働きかけを行う年間目標人数計、そのうち20歳～39歳及び女性の目標人数
- ③ 加入推進体制の整備

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、これらの者のOB、JA役員、年金協議会の役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB等、制度普及に広く協力を得られる者による地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。

また、地区別の加入推進班を組めない場合は、加入推進部長中心の推進、地区担当農業委員中心の推進、受給者協会等を中心とした推進、農業委員会事務局からの働きかけ中心の推進など地域の状況に応じて、「誰が担うか」を明らかにして、効果的な体制を整備する。

JAの営農担当部署が農業者年金の担当となっていない場合の加入推進体制への位置付けまたは連携体制の確保、女性農業委員の積極的な登用や認定農業者組織役員に協力を求めるなど、農業委員会、JAの実情に応じて体制を見直す。

④ 加入推進名簿（様式例4）の整備・更新

加入推進名簿には、農業委員会においては、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースに、住民基本台帳、認定農業者リスト、家族経営協定、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金受給者）リスト等の情報やJA生産部会、青年部等の会合に参加して得た農業者の名前などの情報も把握して盛り

込む。またJAにおいては、組合員台帳や生産部会、青年部名簿等を参照し、広く対象者をリストアップする。

また20歳から39歳の加入対象者、農業次世代人材投資資金を受けている新規就農者を含め、Ⅱの2の(1)～(4)の加入推進の重点的取組の対象となる農業者を把握し、戸別訪問等の加入推進上の必要性に応じ、加入対象者の属する世帯ごとに整理できるよう、毎年度世帯情報の追加・更新を行う。

農業委員、農地利用最適化推進委員等からの情報も追加するほか、市町村の関係部局、農業関係機関の担当部局など他の機関とも連携して名簿を追加・更新する。

特に若い農業者や女性農業者の加入については、その親や配偶者の情報も一緒に掲載することが重要である(本人は知らなくても親や配偶者を知っている場合が多い)。

また、更新・整備の際には、加入推進の参考となるよう、Ⅲの1の(4)の④の「農業者年金加入推進記録簿」には、これまでの訪問、働きかけの記録等を記入しておく。この作業により、戸別訪問を行っていない加入対象者のピックアップに資する。

世帯情報の追加は、31年度の加入推進強化月間に実施する戸別訪問での活用間に合うように行う。

⑤ 戸別訪問先の選定

Ⅱの2の(1)～(4)の重点的対象、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、加入推進名簿から今年度の戸別訪問の対象とする者を選定したリストを作成する。

特に、20歳から39歳の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者で、戸別訪問を行っていない者は必ず戸別訪問対象者に含める。

⑥ 加入推進対策会議の実施

農業委員会とJA等の関係者が集まり、年間を通じた活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加や加入推進名簿からの選定の完成、加入推進強化月間の設定等の活動計画の打合せを行う。

加入推進強化月間については、11月15日の保険料前納納付申出期限を踏まえ、社会保険料控除を十分に活用したい農業者に農業者年金のメリットを伝えるべく、10月から11月の期間を含む設定を推奨する。

なお、加入推進活動については、強化月間だけの活動としないように注意する。

⑦ 農業委員、農地利用最適化推進委員、JA役員、年金協議会役員等を対象とする研修会

研修会は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し、なるべく早くかつ効果的な開催時期を検討するが、農業委員改選時は改選後できるだけ早い時期に行う。農業委員会総会などの場を活用するなどした市町村独自開催をはじめ、県域で開催する加入推進研修や、加入推進特別研修会の場も活用する。

研修会では、制度紹介、加入推進のDVDのほか、パンフ等を用いて、わかりやすい説明を心がける。

(4) 加入推進活動の展開

① 制度説明会等の実施と対象者への働きかけ

認定農業者の会合、家族経営協定の締結・更新時等を活用した認定農業者、経営に参画する家族経営協定者、経営移譲・経営継承に関する説明会、JAの青年部及び女性組織、生産組織、税務相談会、年金相談会、普及指導の会合、農業大学校の会合、4Hクラブ、その他農業者の会合等を活用した広報資材の配布、説明・加入の働きかけ等を行う。

また、加入推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から関心度合いの打診や、戸別訪問について働きかける。

② 広報普及活動の実施

市町村の広報誌、JAだよりその他関係機関・団体が発行している広報媒体によるPR等を実施する。その際には、できる限り加入者・受給者の声を活用するなど内容を工夫し、市町村・JAの広報担当者への資料や情報提供等により、連携を図る。

また、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシ配置等によるPRが実施できるよう、担当部署とも連携する。

③ 戸別訪問の実施

上記(3)の⑤により選定した者のリストを元に、関係者からの接触時の感度を踏まえ、顔なじみや農業委員会事務局を含むチームを編成するなどして、効果的に行う。

20歳から39歳の加入対象者の場合は、親の同席を求め、女性農業者の加入の場合は配偶者の同席を求めるなどし、理解を得られるよう丁寧に説明し、質問等にも対応する。

④ 戸別訪問後の加入推進記録簿の整理とフォローアップ、加入推進名簿への加入推進状況記入

戸別訪問を実施した後、以降の加入推進につなげるため、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を「農業者年金加入推進記録簿」(様式例5)に整理する。個人情報の取扱に注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会とJA間の状況の共有等を行い、相手の状況に応じ、加入の意志がある場合の農業委員会とJAの連携によるスムーズな加入手続等、関係者による連携したフォローアップを行う。

また、戸別訪問時の状況については、「農業者年金加入推進記録簿」の記載内容を基に加入推進名簿の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入しておき、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とするなど、今後の加入推進に役立てる。

⑤ 加入推進対策会議による活動計画の進捗状況の管理・検証等

農業委員会、JA、年金協議会等関係機関による加入推進対策会議を開催し、活動計画の検討、四半期ごと等適宜、活動計画の進捗状況の管理・検証を行い、農業委員会総会及びJA役員会での報告を行い、その後の活動計画に生かしてゆく。

(5) 農業委員会とJAの連携等

加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動において農業委員会とJAの連携を図る。

JAにおいては、例えば、営農部署が農家への営農指導の中で農業者年金制度を紹介し、金融部署は加入・保険料収納手続き等を行うなど、営農部署と金融部署との役割分担と連携体制をとっている事例等（※）を参考に効果的な推進体制をつくる。

※ 営農部署が制度普及に力を入れて新規加入の実績を上げているJAの事例がある。また、金融（窓口）担当者による戸別訪問が難しいため、支店長が加入推進を担って実績を上げている事例もある。

2 都道府県段階の業務受託機関の取り組み

都道府県段階の業務受託機関は、農業者年金業務指導等事業実施要綱により、1の市町村段階の取組の着実な実施に向け、市町村段階の業務受託機関の指導・支援等を行うとともに、以下の取組を行う。

(1) 加入推進活動計画の策定

都道府県段階の両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供される市町村別の被保険者割合等データも参考にして、それぞれが下の内容を盛り込んだ加入推進活動計画を策定し、目標を共有し、当該計画を確実に実施する。

また、IVの1で指定する重点都道府県にあつては、当該計画を6月末を目処に基金に提出する。

- ① 市町村段階の業務受託機関に対する、本取組方針等の趣旨の徹底、進捗状況の点検等のための「担当者会議」の開催**
- ② 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする研修会の開催**
- ③ 市町村段階の業務受託機関の取組の点検・助言、巡回指導、助言・指導後のフォローアップ、その他要請活動**

都道府県段階の担当者等は、市町村段階の業務受託機関へ出向いて、加入推進者に対しての制度説明や加入推進活動の周知等、加入推進活動の要請について巡回指導を行う。

また、例えばJA中央会担当者がJA訪問時に、農業者年金担当者だけでなく、農業者に接する機会が多い営農担当者や青色申告担当者等にも農業者年金の仕組みと農業者への必要性を説明するなど、地域の事情に応じて、加入推進への協力を呼びかける。

さらに、市町村段階の業務受託機関の求めに応じ、農業者への戸別訪問や部会・青年部・女性部会合、税務相談会等への制度説明やPRに同行推進し、農業者の理解を促進する。

- ④ 市町村段階の加入推進部長に対する活動経費の交付**

(2) 加入推進活動の展開

- ① 加入推進部長、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA役員、年金協議会役員等を対象とする研修会**

基金と都道府県段階業務受託機関の共催で開催する特別研修会の開催時期は、役員改

選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し早めの時期に（9月までをめどとする）調整し、5月末までに（7月以前に開催を希望する場合は、4月15日までに）基金に開催希望日を報告する。

参集範囲、研修内容等については、農業者年金業務指導等事業実施要綱（平成23年4月1日付22独農年企第92号）により、前年度の研修会参加者アンケート結果を踏まえて年度当初に外部講師（地元の外部講師の活用も含めて）や講演内容等について個別に相談しながら研修企画を進める。

研修項目については、基金と各開催地の業務受託機関で協議し、以下の項目を参考に、地域の事情を踏まえ、効果的な研修となるよう内容を工夫する。

- ・ 基金の役職員等による農業者年金制度の説明（必ずしも基金からの制度説明とせず、制度説明は制度説明DVDの活用又は都道府県段階の業務受託機関が行い、基金が加入推進の必要性について説明するなどの対応も検討する。）
- ・ 業務受託機関が行う当該年度の加入推進取組方針の発表
- ・ 開催都道府県内又は他県の加入推進事例や、加入者・受給者の声の紹介
加入推進名簿の更新方法も含めた効果的な加入推進事例の紹介やタブロイド判・加入推進事例集なども積極的に資料として活用
- ・ 外部専門家による農業者年金のメリット等の説明
地元の外部講師（社労士やFPなど）の活用
- ・ 参加者全員によるグループディスカッション等（例えば、意欲的な取り組みを行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取り組み意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等）
- ・ 制度説明用DVDや加入推進用DVDの上映
- ・ 家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明 など

また、必要に応じて、都道府県域独自での加入推進研修を企画、実施する。

これらの研修会については、女性農業者の加入を進める観点から、女性農業委員の積極的な出席を求めるとともに、開催市町村の農政担当部局、都道府県の普及指導センター、農業大学校、政策金融公庫農業担当、4Hクラブ事務局、マスコミ（都道府県の記者クラブ）、農政局所在地においては農政局担当部局、TAC・LA等JA関係者、農業経営アドバイザー、税理士、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士などPR効果の期待できる者にも幅広く案内する。

なお、研修会の開催は、現場の要望に応じて近隣の府県との合同開催なども可能とする。

② 制度説明会等と対象者への働きかけ

認定農業者の会合、家族経営協定の締結・更新時等を活用した認定農業者や経営に参画する家族経営協定者等への説明・加入の働きかけを行う。また、経営移譲・経営継承に関する説明会、JAの青年部及び女性組織、生産組織、税務相談会、年金相談会等を活用した説明・加入の働きかけを行う。

都道府県段階の業務受託機関は、新規就農者が集う機会や接触を行う組織、簿記講習会等を活用し、政策支援の仕組み等制度内容の説明、農業者年金のチラシの配布等を行うことを通じて農業者年金に関する理解の増進を図り、経営状況を見極めつつ、適切に働きかける。

JA青年組織役員や4Hクラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、農業者年金制度普及の協力を働きかける。これらの者の制度普及上の農家への浸透力を勘案し、加入資格を有しながら未加入の場合は市町村段階業務受託機関とも連携して加入を働きかける。

基金で全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として委嘱しているが、都道府県段階の業務受託機関においても、JA青年部役員、女性部役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱するなど、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。

収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、JAグループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告の新規開始を含め青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の魅力についても、併せて説明・情報提供していく。

③ 地方紙（地方版）の取材記事、広告、農業者の会合資料（〇〇周年記念誌等）等各種広報媒体を活用したPR

加入者・受給者の声の紹介、青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブなどの連携も念頭に置きつつ、効果的な広報PRとなるよう工夫する。

また、掲載記事やラジオCM等を実施する場合は実施時期を前広に案内するとともに、加入推進部長等の研修会で紹介するなど活用する。

④ 都道府県段階の関係機関・団体に対する協力要請及び周知の活動

(3) ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供、とりまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行う。必要に応じて、ブロック内業務受託機関の会議を開催する。

3 全国段階の業務受託機関

以下の全国段階の業務受託機関は、それぞれのグループの指導機関として、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対し支援・協力するとともに、全国（域）で実施することが効果的な広報を企画、実施する。また、両団体の都道府県域対象の基幹会議において、農業者年金加入推進の要請の場を設定する。

(1) 全国農業会議所における加入推進の取組み

- ① 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ② 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ③ 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

(2) 全国農業協同組合中央会における加入推進の取組み

- ① 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ② 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ③ 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

4 基金

(1) 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関、全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべき対策等について検討し対応する。

(2) 業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣

基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。

(3) 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、制度の普及定着に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年部・女性部等の大会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

(4) 農業者年金業務指導等事業の実施

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を負担し、また、年度当初において、各都道府県へ市町村別の被保険者割合等のデータを提供し、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務指導等事業に対する支援・協力をを行う。

(5) 市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知

(6) 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

(7) 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催

- ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者及び総合指導員会議」を開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。
- ② 都道府県段階の業務受託機関の担当者及び総合指導員を対象とする業務研修会を開催

する。

- ③ 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。
- ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

(8) 広域推進協力員の設置

基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を委嘱し、各種広報で情報発信するとともに、周知活動に協力していただく。

(9) 委託費による事業の効果的な実施

基金は、都道府県段階の業務受託機関向け委託費等をより効果的に実施する観点から、必要に応じ見直すとともに、引き続き活動実績・加入実績等を反映した当初配分を行う。

また、年度途中の取組強化に伴う計画変更に対する追加配分については、予算の範囲内で、IVの特別重点都道府県及び重点都道府県に優先して配分を行う。

IV 格差の縮小に向けた重点及び特別重点都道府県指定と特別活動等の実施

1 重点都道府県指定等

(1) 重点都道府県指定

新規加入者の目標達成率（実績）の都道府県間格差（市町村・JA間格差）の縮小に向け、基金は、20歳から39歳の新規加入者数目標、女性農業者の新規加入者数目標及び全体の新規加入者数目標について、そのいずれも、前年度の未達都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県及び前述を除く都道府県の中で未達成者の多い都道府県の中から、重点都道府県を指定する。重点都道府県の業務受託機関は加入対象者が多い地域など基金と調整のうえ巡回意見交換会を実施する。

また、重点都道府県には年度途中において基金から市町村別データを提供（9月末及び12月末現在）するとともに都道府県の取組状況等について定期的に報告を求める。

(2) 巡回意見交換会

基金は、重点都道府県の業務受託機関からの要請に応じ、重点市町村・JAの農業委員会会長、加入推進部長、JA役員を始め加入推進に係る関係者及び事務局等との巡回意見交換会に役職員を派遣する。派遣の際は、未達成者数の多い都道府県を優先する。

2 特別重点都道府県指定と特別活動計画策定・実施

(1) 特別重点都道府県指定

基金は、20歳から39歳の新規加入者数目標、女性農業者の新規加入者数目標及び全体の新規加入者数目標について、そのいずれも、重点指定都道府県の前年度の平均目標達成率を下回り、かつその平均目標未達成者数を上回る重点都道府県のうち、特にてこ入れが必要と判断される都道府県を特別重点都道府県に指定する。

(2) 5者協議等と特別活動

特別重点指定を受けた都道府県段階の業務受託機関は、地域の実情を踏まえた強化策として、特別活動計画案を作成する。それを基礎に、地域の実情を共有しつつ、これまでの取組の検証、課題の明確化、効果的な強化策、基金及び全国段階の業務受託機関の協力・支援の可能性を含め、当該業務受託機関と基金と全国段階の業務受託機関の5者で協議し、特別活動計画を共同で策定する。協議は当該都道府県内又は基金内で行い、地域の事情等により、組織系統別の業務受託機関（都道府県段階と全国段階）と基金の3者で協議する。

その上で、策定された特別活動計画に沿って、重点市町村・JAにおける巡回意見交換会の実施など、関係機関が連携して行動する。

また、特別重点都道府県に対しても基金から市町村別データを提供（9月末及び12月末現在）するとともに、都道府県の取組状況等について定期的に報告を求める。

V その他

この取組方針は、平成31年4月1日から適用する。